

捜査用似顔絵情報管理システム実施要領の制定について

平成 31 年 2 月 25 日例規（識）第 17 号

改正 （略）

この度、別記のとおり捜査用似顔絵情報管理システム実施要領を制定し、平成 31 年 3 月 1 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別 記

捜査用似顔絵情報管理システム実施要領

第 1 趣旨

この要領は、大阪府警察総合捜査支援システム運用要領（平成 26 年 2 月 27 日例規（刑総）第 7 号。以下「総合捜査支援システム運用要領」という。）に定めるもののほか、捜査用似顔絵情報管理システムの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 捜査用似顔絵情報管理システム 総合情報管理システムにより、捜査用似顔絵画像及び当該捜査用似顔絵画像に係る事件情報等（以下「捜査用似顔絵情報」という。）を登録して管理するとともに、端末装置を使用して照会及び手配書の作成を行うことができるシステムをいう。
- (2) 捜査用似顔絵画像 大阪府警察捜査用似顔絵作成及び保存に関する要領（平成 21 年 7 月 10 日例規（識）第 56 号。以下「似顔絵作成要領」という。）第 5 の（1）に規定する捜査用似顔絵画像をいう。
- (3) 事件情報等 事件情報、被疑者像情報、作成者情報及び似顔絵特徴をいう。
- (4) 事件情報 事件名、発生警察署名、発生年月日、目撃情報その他の事件に関する情報をいう。
- (5) 被疑者像情報 身体、着衣、所持品等の特徴その他の被疑者の特定につながる情報をいう。
- (6) 作成者情報 捜査用似顔絵の作成者、作成年月日及び作成場所に関する情報をいう。
- (7) 似顔絵特徴 捜査用似顔絵画像から判断できる被疑者又は事件に関係すると認められる者の身体的な特徴をいう。

第 3 運用時間

捜査用似顔絵情報管理システムの運用時間は、24 時間とする。

第 4 運用所属

捜査用似顔絵情報管理システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）は、次に掲げる所属とする。

- (1) 警察本部の犯罪捜査を担当する所属
- (2) 地域総務課、通信指令室、方面機動警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、鑑識課、検視調査課、交通総務課及び万博対策課
- (3) 組織犯罪対策本部
- (4) 犯罪対策戦略本部

(5) 会場警察隊

(6) 警察署

第5 運用体制

1 運用責任者

(1) 鑑識課に捜査用似顔絵情報管理システム運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

(2) 運用責任者は、鑑識課長をもって充てる。

(3) 運用責任者は、捜査用似顔絵情報管理システムの総括管理を行うものとする。

2 運用副責任者

(1) 鑑識課に捜査用似顔絵情報管理システム運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。

(2) 運用副責任者は、写真担当課長補佐をもって充てる。

(3) 運用副責任者は、運用責任者を補佐し、捜査用似顔絵情報管理システムの適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

3 取扱責任者

(1) 運用所属に捜査用似顔絵情報管理システム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(2) 取扱責任者は、所属長をもって充てる。

(3) 取扱責任者は、運用責任者と連絡を密にし、所属における捜査用似顔絵情報管理システムの適正かつ円滑な運用を行うものとする。

4 取扱副責任者

(1) 運用所属に捜査用似顔絵情報管理システム取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。

(2) 取扱副責任者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア 警察本部の犯罪捜査を担当する所属、地域総務課、通信指令室、方面機動警察隊、鉄道警察隊、刑事総務課、検視調査課、交通総務課、組織犯罪対策本部、犯罪対策戦略本部及び万博対策課（以下「本部所属等」という。） 警視又は警部の階級にある警察官のうちから取扱責任者が適任と認めて指定する者

イ 鑑識課 写真担当課長補佐

ウ 会場警察隊 生活安全刑事課長

エ 警察署 刑事課長（生活安全刑事課長を含む。）

(3) 取扱副責任者は、所属における捜査用似顔絵情報管理システムの適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 取扱担当者

(1) 運用所属に捜査用似顔絵情報管理システム取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。

(2) 取扱担当者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

ア 本部所属等 警部補の階級にある警察官のうちから取扱責任者が指定する者

イ 鑑識課 警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職にある一般職員のうちから取扱責任者が指定する者

ウ 会場警察隊 捜査係長

エ 警察署 鑑識係長

- (3) 取扱担当者は、所属における捜査用似顔絵情報の照会に係る事務を行うものとする。なお、警察署の取扱担当者は、自己の作成した捜査用似顔絵に係る事件情報の仮登録（後記第7の1に規定する仮登録をいう。以下6の(2)において同じ。）に必要な事務を併せて行うものとする。

6 捜査用似顔絵作成者

- (1) 捜査用似顔絵作成者は、大阪府警察捜査用似顔絵技能員運用要綱（平成13年12月14日例規（識）第240号）に定める捜査用似顔絵技能員（同要綱6の(2)の規定により派遣された捜査用似顔絵技能員を含む。）又は同要綱8に規定する講習を修了した者（以下「捜査用似顔絵作成者」という。）をもって充てる。

- (2) 捜査用似顔絵作成者は、自己の作成した捜査用似顔絵に係る事件情報等の仮登録に必要な事務を行うものとする。

第6 端末操作者

端末装置により捜査用似顔絵情報管理システムの操作を行うことができる者（以下「端末操作者」という。）としてアクセス権等の申請等に関する要領（平成30年3月16日例規（情）第21号）第7の規定によるアクセス権の付与の対象となる者は、運用所属の職員のうち運用責任者又は取扱責任者が業務上必要と認めて指定する者とし、当該アクセス権が付与された者をもって端末操作者とする。

第7 登録

1 仮登録

- (1) 警察署の取扱責任者は、警察署の取扱担当者又は捜査用似顔絵作成者が作成した捜査用似顔絵情報の仮登録及び仮登録の修正を警察署の取扱担当者に行わせるものとする。

- (2) 取扱担当者は、必要があると認めるときは、捜査用似顔絵作成者に捜査用似顔絵情報の仮登録及び仮登録の修正を依頼することができるものとする。

2 登録

運用責任者は、前記1により仮登録された捜査用似顔絵情報（捜査上支障がないと認めるものに限る。）の登録並びに登録の修正及び削除を鑑識課の取扱担当者に行わせるものとする。

第8 照会及び回答方法

1 照会

犯罪捜査のため捜査用似顔絵情報の照会を行う必要があるときは、端末操作者が端末装置により照会するものとする。

2 回答

回答内容は、端末装置の画面に表示するほか、必要により回答に含まれる捜査用似顔絵画像を出力することができる。

第9 照会状況の点検

取扱副責任者は、捜査用似顔絵情報管理システムに係る照会状況について、総合捜査支援システム運用要領第7の2に準じて点検を行うものとする。

第10 捜査用似顔絵情報の活用

捜査用似顔絵情報を犯罪捜査に活用するときは、次によるものとする。

- (1) 捜査を担当する者は、捜査用似顔絵情報管理システムで作成した手配書を掲示する等捜査用似顔絵情報を捜査に活用する場合は、取扱責任者の承認を受けなければならない。
- (2) 取扱責任者は、捜査用似顔絵情報を部外に提供するときは、事前に運用責任者と協議しなければならない。

第11 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第11条第1項の規定により、捜査用似顔絵情報管理システムにおいて取り扱う情報の分類については、機密性2（中）情報、完全性2（高）情報及び可用性2（高）情報とする。

第12 指導・教養

取扱責任者は、捜査用似顔絵情報管理システムを適正かつ効果的に運用するため、所属職員に対し必要な教養を実施するものとする。